



新勤評反対訴訟団ニュース 第17号

07年 12月12日
新勤評反対訴訟団
事務局

〒530-0047
大阪市北区西天満4丁目3-3
星光ビル1階
TEL・FAX: 06-6311-1250

次回裁判に多数の方々の傍聴参加を！

第6回法廷 2007年 12月 27日(木)

10時30分 開廷 10時15分 1階ロビー集合

大阪地方裁判所 202号大法廷

地下鉄御堂筋線・京阪電車 淀屋橋駅下車

裁判後集会 中之島中央公会堂

11時30分～12時30分(予定)

いよいよ裁判も、第6回法廷となります。毎回多数の傍聴者で大法廷を埋め尽くし、裁判所に「新勤評反対訴訟」についての関心の高さを示してきました。裁判は本論に入り正念場を迎えています。「評価育成システム」の強行が、新教基法の下でも「不当な支配」に当り違法であることを、第5回法廷では様々な角度から立証しました。今回は、「システム」の制度と給与反映そのものが違法であることの立証をメインにおいて主張することにしています。前回の法廷で、システムが教員の職務の特殊性から本質的な欠陥をもつことを明らかにしました。この問題や「システム」での評価結果を給与に反映する不提出の場合を含めて問題等を、地方公務員法、地教行法等を元に、具体的な違法性にも入っていく予定です。年末の忙しい時期ですが、多数の方々の傍聴と報告集会への参加を是非お願いします。

次々回裁判日程 第7回法廷

2008年 2月5日(火) 16時30分から

「支える会」の新年度の会費納入をお願いします。

- ・「支える会」の年会費は3000円です。
- ・新年度は2007年11月1日～2008年10月31日です。
- ・振り込み用紙にてお振り込みいただくか、12月27日の裁判後集会にご持参ください。

「協力会員」を新設しました。ぜひご登録をお願いします。最終ページ参照

- ・「協力会員」にご登録いただいた方は、「支える会」の年会費は免除となります。

「新勤評反対訴訟」Webサイト

http://www7b.biglobe.ne.jp/~kinpyo_saiban/

裁判の現段階を確認、運動の展望を了承、 新たな原告の参加で、94人の訴訟団に拡大

- - 12 / 8 第2回原告団・弁護団会議報告

年末(27日)の第6回法廷を控えた12月8日、新勤評訴訟団は弁護団を迎え、第2回原告団・弁護団会議を約50名の参加の下で開催しました。その簡単な報告を行います。

経過と論点整理、今後の裁判と運動の方向を提案 - - 訴訟団事務局より

最初に原告団長が挨拶しました。裁判が重要な局面を迎えていること、年末の勤勉手当が出て、再び低い評価に対する不満が生じている等の職場の実態をつかんでほしい等を訴えました。

次いで、原告副団長より、裁判の経過を報告し、これまでの準備書面(原告・被告)の内容についての論点整理を行いました。まず今回の会議の目的について原告団が、新勤務評定反対訴訟の現段階について確認しあい、運動の展望を了解し、今後の訴訟に活かしていくことだと強調しました。現在に至るまで五回の法廷が開催され、被告大阪府側は、私たちが訴訟の要件を満たしていないという入口の議論から、給与制度の改変の中で勤務評定が必要となり、自己申告票未提出者は結局勤務成績のないことから法的効果を得られない(すなわち、昇級ストップするのは自己申告票を出さないお前たちが悪い!)と主張していると言及。それに対し原告側は、このシステムが教育への行政の「不当な介入」をもたらすものであることを、第5準備書面で明らかにし、ついで次の準備書面でシステムそのものの欠陥とその運用の違法性を明らかにするという、裁判の正念場にさしかかっていると指摘しました。

さらに原告団事務局長が「今後の裁判と運動の方向について」と題して、まず第6準備書面について問題提起。次の書面では被告準備書面に対する批判、「請求の趣旨」第1と第2の関係についての主張、「評価育成システム」と給与反映そのものの違法性の主張、といったあたりが論点になることを強調。次に「訴訟の今後の見通しについて」ということで、教育学者に憲法論で首尾一貫した「意見書」の執筆を依頼していること、裁判所が法廷の進行を早めようとしている中で立証すべき内容の指摘を広く訴えることを提起しました。また、第3次原告として7人が新たに提訴し、裁判の原告が94人に拡大したことを報告し、新年度の第4次提訴に向け、ニュース、リーフ等を使いながら運動を広げていくことを呼びかけました。

第6準備書面に向けての準備状況を披露 弁護団より

最初に中島弁護士が、新システムが教育とどう関わっているのかを明らかにし、自己申告票の提出義務がないとの確認を取るのには、これに違法性があるからです。これまで憲法・教育基本法といったどの法律にどう違反するかを明らかにしてきたが、今回は特に地方公務員法との関係でどうか、とりわけ「人格の完成」を目指す教育公務員の特性に照らしてシステムが地公法にどう違反しているかということ、様々な観点から明らかにしたいと述べました。

次いで立った冠木弁護士が、訴状の第1項、第2項の関係性、そして双方を要求していくことの重要性を再度明らかにすること、また新たな教育論の構築の下に、「教育の不当な介入」の問題についてもまだまだ語るべき余地があることを指摘し、システムが実施されることによって生じている不合理性の実例、その他準備書面等において気付いたことを、弁護士の下に情報集中するようにとの依頼を行いました。

新たな運動の構築を訴え、共に闘う決意を固める

第3次原告決意表明と参加者意見

報告のたびに質疑がなされました。多くの意見が、裁判を軸にシステム反対の運動をより広げていくことの趣旨でした。

さらに、新たに原告に加わった7人のうち4人の方々から意見と決意表明を受けました。様々な思いでこの裁判に加わり、それぞれの立場でこの運動に関わっておられることがわかりました。共通するのはこのシステムによって、あたかも自分が自主的に働いているかのように思い込まされていくことに対する危機感であり、システムに反対していくという熱い思いであったと思います。

最後に会計担当から会計報告がなされました。強調されたのは、ニュースを配布するだけでも一回に5,6万、それが年に12回といったペースで支出があることです。この一事でも察していただけるように裁判と運動を支えるためには多くの方からのカンパが必要です。原告には、自分のまわりの支える会の方のもとより広く教職員にカンパを呼びかけていくことが提起されました。ニュース購読者の方にも運動へのカンパを強くお願いしたいと思います。

最後に「原告団会議宣言(案)」を全員の拍手で採択し、原告団・弁護団会議は終了しました。

原告団会議宣言

私たちの新勤評反対訴訟は、2006年11月に提訴をしてからすでに1年が経過しました。その間に、われわれ原告団も第2次原告、今回の第3次原告などを加えると100名を超えようとする大原告団になりました。また我々以外にも同種の裁判や自己申告票の不提出でこのシステムに異議を直接示している人々が1000人も多数にのぼっています。そういった人々以外にも自己申告票を様々な事情で提出しつつも、このシステムに不同意、納得がいかないと考えられている人々がそれ以上の多数にのぼっている事は、支える会の会員やカンパの協力をして頂いた人々の広がりからも、私たち原告の一人一人が理解するところです。またこの間の私たちの裁判の意義は、大きく日本全国の教育に関心を持つ人々に広がりつつあります。そしてこの間の小泉・安倍政権を中心とした教育制度の改悪、格差拡大政策に対しての様々な反対運動、取り組みと結びつきつつあります。とりわけ教育基本法の改悪や、それに伴う教育3法の改悪に見られる、教育の反動化政策は、教育内容についての国家意志の介入を安易に許す状況を教育現場につくりだしてきています。教育行政に管理された校長を中心とした上意下達の学校現場への変容は、教育の反動化政策を推し進める人々にとって、長い間かかっていた悲願の到達点です。教育基本法改悪時に見られたやらせの公聴会など、彼らの政策導入過程がかつてのファシズムの歴史と同様に、非民主的な手続きで進められたのは故なしとは言えません。それこそが、教育の条理、現実の教育現場の要求に基づかない、彼ら反動の政策を創り出す人々の根本的な手続きだからです。かつて、教育の国家統制の結果、ものいわぬ多くの人々、ものを言えなくなった多くの人々がいました。若者達は為政者にとっての道具や手段とされ、戦争にかり出され

ました。戦後の今、大阪府の「評価・育成システム」は再度そういったことを生み出していくと私たち原告が考えるのは、過剰な読み込みでしょうか。

大阪府教育委員会は「評価・育成システム」を教職員個々人の資質能力の向上を図るという目的で導入したといいつづけてきました。にもかかわらず途中から給与との連動、人事管理・労務政策としての勤務評定に変わりました。導入手続き的には大きな瑕疵がそこにはあります。とりわけ法的適正性として、勤務評定を、管理職ではない一般の教員個々人にならせることについての地公法40条1項に対する疑義は大きいと考えます。そして「評価・育成システム」の導入と同時に、上意下達の指揮命令系統が機能するように、中間的な職制もつくられました。その結果教員に対しての圧力が強くなってきています。教員にとっては教育委員会による承認事項とされた校長による一方的な目標を、配慮にいられた自己目標を作成することが必要となっています。そこには現実の多様な生徒を見ることなく、生徒を手段として設定した目標に基づく評価の競争を強いるシステムが成立しています。結果として教育的適正性に疑義が生じています。不提出者に対する懲罰的な給与システムと連動することで、府教育委員会は教員に自己申告票の提出を義務といい「評価による支配」の制度として、学校現場に物言わぬ教師を創り出そうとしています。我々原告はこういった矛盾に満ちたシステムは許すことができません。

これからいよいよ我々の裁判も、第一審の判決に向け重要な局面に入っています。私たち原告団は、新勤評反対訴訟の裁判を通じ、一歩ずつ、具体的に教育の条理に基づきながら、この格差に満ちた社会を、目的を同じくする人々とともに変えていきたいと考えています。原告の堅い団結で共に勝利するまで頑張りましょう。以上、宣言します。

2007年 12月 8日

「新勤評反対訴訟団」第2回原告団会議

裁判闘争の維持拡大のために

あなたも「協力会員」になってください！

- ・協力会員の会費は1ヵ月1口1000円です。可能な方は複数口お願いします。
- ・会費の納入は、郵便貯金(ゆうちょ銀行)の「自動払込」を利用し、毎月、自動引き落としとなります。

手続き方法

- ・どちらの郵便局(ゆうちょ銀行)でもかまわないので、口座を開設してください。
- ・通帳・届出印をご持参の上、ゆうちょ銀行の窓口で、「自動払込利用申込書」を受け取って、以下の通り必要事項を記入して下さい。

送金種別コード - - - 30

払込先口座番号：00970-7-298876

払込先加入者名：新勤評反対訴訟団

払込開始月 = 申請年月

払込日 - - 27日

払込金の種別 - - 「集金」と記入し、30に

ご契約者住所・氏名 - - - あなたのお名前・住所・電話番号